

## 参考資料 2 福岡市建築物耐震対策検討委員会

### I 福岡市建築物耐震対策検討委員会設置要綱

#### 福岡市建築物耐震対策検討委員会要綱

##### (目 的)

第1条 福岡県西方沖地震の経験を踏まえ、また「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正による規制強化をはじめとする国や福岡県の動向及び社会情勢の変化を受け、建築物の耐震化をさらに促進し、災害に強い、安全・安心のまちづくりをめざすために、福岡市建築物耐震対策検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

この要綱は、検討委員会の設置及び運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

##### (業 務)

第2条 検討委員会は、次の各号に掲げる事項を検討する。

- (1) 福岡市耐震改修促進計画に関すること
- (2) 警固断層に着目した建築物の耐震対策に関すること
- (3) その他住宅・建築物の耐震化に関すること

##### (組 織)

第3条 検討委員会委員は、学識経験者及び行政機関の職員をもって構成する。

2 検討委員会は、委員長、委員をもって組織する。

3 委員数は、20名以下とする。

##### (委員長)

第4条 委員長は、検討委員会の事務を掌理し、会議の議長となる。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

##### (任 期)

第5条 委員の任期は、平成30年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

##### (会議の招集)

第6条 検討委員会は、委員長が招集する。

##### (事務局)

第7条 検討委員会の事務を円滑に処理するため、事務局を福岡市住宅都市局建築物安全推進課内に置く。

##### (委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営について必要な事項は、委員長が検討委員会にはかって定める。

##### 附 則

この要綱は、平成19年1月26日から施行する。

##### 附 則

この要綱は、平成28年11月11日から施行する。

## II 福岡市建築物耐震対策検討委員会委員名簿

委員名	所属等	分野
岡田 知子	西日本工業大学デザイン学部 建築学科 教授	建築計画（学識）
○高山 峯夫	福岡大学 工学部 建築学科 教授	建築構造（学識）
宮田 俊英	（一社）日本建築構造技術者協会 九州支部長	建築構造（民間）
石本 元彦	（公社）福岡県建築士会 会長	建築全般
白水 秀一	日本木造住宅耐震補強事業者協同組合 福岡県支部長 （一社）福岡市耐震推進協議会 会長	木造住宅耐震補強事業者
野口 博子	（株）ビスネット	消費生活アドバイザー
讚井 人志 (H28年度)	福岡県 建築都市部 建築指導課長	行政（県耐震改修促進計画）
高山 裕明 (H29年度)	福岡県 建築都市部 建築指導課長	行政（県耐震改修促進計画）
津崎 善朗 (H28年度)	福岡市 市民局 防災・危機管理部長	行政（防災）
藤本 広一 (H29年度)	福岡市 市民局 防災・危機管理部長	行政（防災）
荒木 慎二	福岡市 財政局 技術監理部長	行政（市有建築物の耐震化）

○委員長

## III 検討経過

年月日	検討内容
第1回（平成28年11月11日）	福岡市耐震改修促進計画の改定について ①改定の概要について ②耐震化を取り巻く社会的動向、課題等について
第2回（平成28年12月26日）	福岡市耐震改修促進計画の改定について ①耐震化の目標について ②避難路の指定について ③熊本地震を受けた取り組みについて
第3回（平成29年2月1日）	福岡市耐震改修促進計画の改定について ①改定（案）について ②避難路の指定について
第4回（平成29年5月23日）	福岡市耐震改修促進計画の改定について ①パブリック・コメントの結果について ②熊本地震を受けた国の取り組みについて